

課題研究委員会 (中間報告・要旨)

「書面添付制度と保証に関する 理論的・制度的研究」

委員長：河崎 照行（甲南大学）

委員：浦崎 直浩（近畿大学）

小川 晃司（税理士・公認会計士）

加藤 恵一郎（税理士・公認会計士）

金子 友裕（東洋大学）

米谷 健司（立教大学）

朱 愷雯（沖縄大学）

宗田 健一（鹿児島県立短期大学）

平賀 正剛（愛知学院大学）

増田 英敏（専修大学）

松崎 堅太朗（公認会計士）

松本 祥尚（関西大学）

山本 清尊（税理士）

第1章 研究課題の目的と概要

河崎 照行 (甲南大学)

I プロローグ

本研究課題は、TKC全国政経研究会からの委託研究であり、その目的は、「書面添付制度と保証のあり方」について学術的観点から闡明にすることにある。

そこで、本研究課題では、会計理論・会計監査・国際会計・税務会計・中小企業会計・租税法・会計実務といった多様な研究アプローチから、書面添付制度の理論的・制度的意義と保証のあり方について総合的な検討を試みたい。

II 書面添付制度の学術的意義

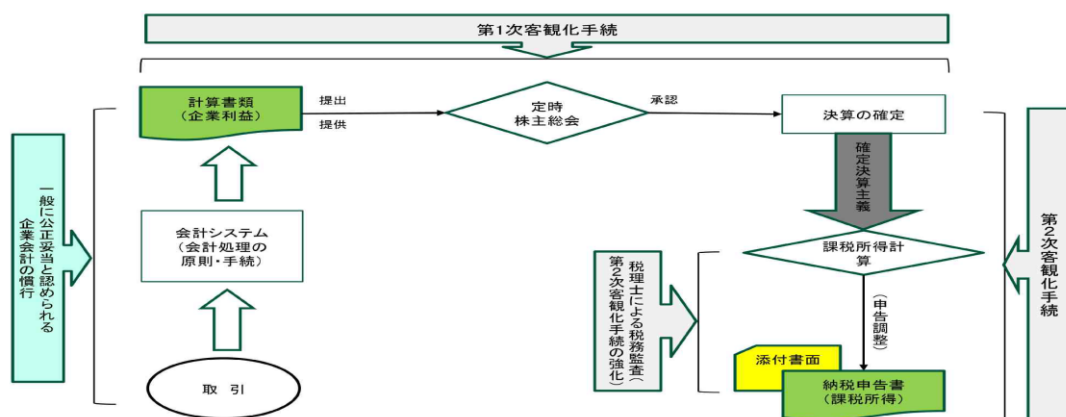
本研究課題でいう書面添付制度は、2001年の税理士法改正により新たにスタートした制度をいう。かかる書面添付制度の学術的意義については、次のような見解がある（下線は筆者）。

- ① 「一種の『証明行為』であるから、ある意味では『『監査』と同類の性格』のもの」（武田 2008, 186）。
- ② 「税務申告書に添付された監査証明書」（松澤 2000, 5-6）。
- ③ 「税理士による申告書に関する保証業務、税務監査証明業務」（坂本 2019, 122）。
- ④ 「アメリカの20世紀初頭に流行した信用監査という融資申請目的での貸借対照表の保証業務に類似したもの」（那須・松本・町田 2015, 29）。

III 確定決算主義と書面添付制度

確定決算主義と書面添付制度の関係を図形化したのが「図表1」である（武田 2008, 28-31）。

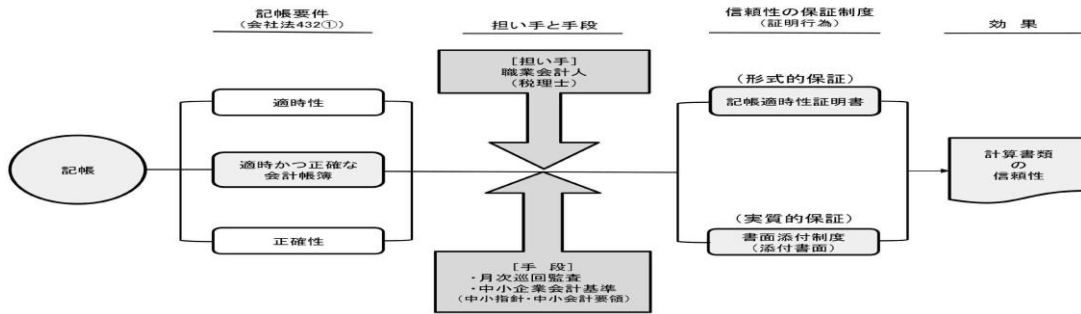
図表1 確定決算主義と書面添付制度の関係



IV 計算書類の信頼性保証の理論的構図

「図表 2」は、書面添付制度を中核とした、計算書類の信頼性保証の理論的構図を示している（武田 2008, 185）。

図表 2 「計算書類の信頼性保証」の理論的構図



V 保証業務の拡大と書面添付制度

会計情報（計算書類）の信頼性保証について、「国際監査・保証基準審議会」（IAASB）は、保証業務（Assurance Engagements）を定義し、合理的保証業務（監査；audit）と限定的保証業務（レビュー；review）を区別している（IAASB 2013, par.10）。かかる定義を受け、書面添付制度は、保証業務と区別された「会計・税務における保証類似業務」（松本 2023, 8-11）あるいは「関連業務」（林 2019, 415）とする見解がある。

VI エピローグ

書面添付によって、税務申告書の信用力と計算書類の信頼性が高められることから、職業会計人（税理士）には、書面添付制度が「わが国固有の誇るべき制度」であることを再認識し、一層の普及・定着化に取り組むことが望まれる。

参考文献

- (1) IAASB, 2013, *International Framework for Assurance Engagements*, International Auditing and Assurance Standards Board.
- (2) 坂本孝司, 2019 年, 『税理士の未来—新たなプロフェッショナルの条件』中央経済社。
- (3) 武田隆二, 2008 年, 『最新 財務諸表論 (第 11 版)』中央経済社。
- (4) 那須伸裕・松本祥尚・町田祥弘, 2015 年, 『公認会計士の将来像』同文館出版。
- (5) 林隆敏, 2019 年, 「中小企業における会計情報の信頼性確保：理論、制度及び実態」『商学論究』(関西学院大学)第 66 巻第 4 号。
- (6) 松澤智, 2000 年, 「現代税法学研究 税理士法第一条の現代的意義—21 世紀の新しい税理士像建設に向けての問題点の解明」『TKC』第 324 号。
- (7) 松本祥尚, 2023 年, 「保証業務の視点から見た公認会計士と税理士（日本監査研究会 会第 46 回全国大会・統一論題報告）」『TKC』第 611 号。

第2章 書面添付制度の歴史的背景

加藤恵一郎（税理士・公認会計士）

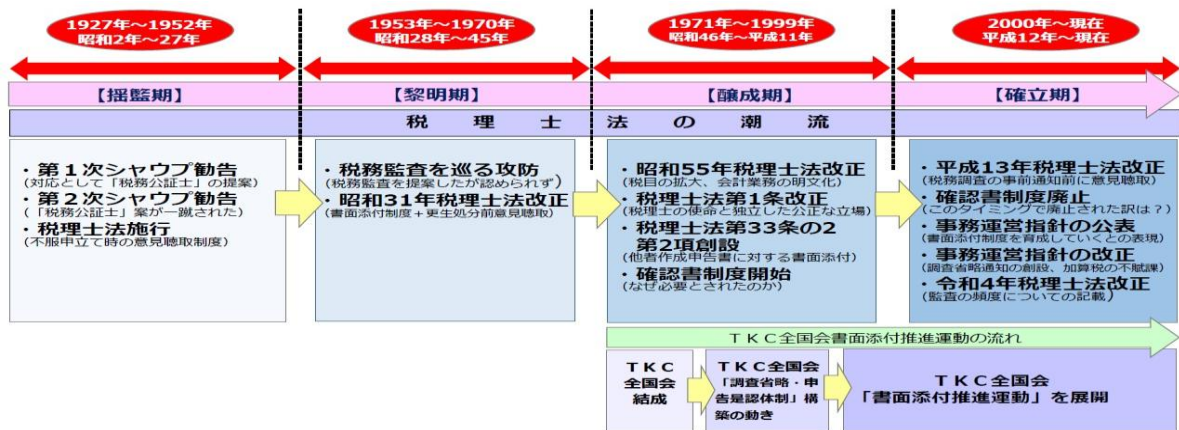
I 本稿の目的

書面添付制度は1956年（昭和31年）3月の税理士法改正時に創設されたが、税理士法が初めて誕生した1951年（昭和26年）に書面添付制度の一部を構成する「意見聴取制度」の原型が盛り込まれていた。その後、税理士法改正に伴い様々な進化を遂げている。

書面添付制度は税理士の「権利」として発足した制度で、その潜在能力は大きい。

書面添付制度の歴史的背景をフレームワーク（図表3）に示すとおり、「揺籃期」「黎明期」「醸成期」「確立期」に時代区分して振り返り、TKC全国会書面添付推進運動についても言及することにより、書面添付制度に関する一般理論確立のための一助としたい。

図表3 フレームワーク



II 時代区分ごとの内容要旨

(1) 揺籃期（1927年～1952年）

第1次シャープ勧告、第2次シャープ勧告から税理士法が施行されるまでの期間では税務公証士（税務官公署に対し提出する財務諸表等に「証明」を行うことを業とする）の構想があったがこれが頓挫し、その後、税務代理士法が廃止され税理士法が施行され税理士が誕生した。この時に「納税者の不服申立てに関する調査が行われる場合」に税務代理権限証書を提出している税理士に対し意見聴取するとして、意見聴取制度の原型が形成された。

(2) 黎明期（1953年～1970年）

この期間では、日本税理士会連合会（以下、日税連）の税理士法改正要望書に端を発する「税務監査」を巡る攻防が国税庁、大蔵省と日税連の間で繰り広げられたが、日税連の要望は叶わなかった。妥協案として、改正された税理士法には「更生処分前意見聴取」をベースにした書面添付制度が創設された。この期間は実効性はともあれ、書面添付制度の基本的な形式が出来上がった時期となった。

(3) 醸成期（1971年～1999年）

この期間は、税理士法1条に「使命条項」及び「独立性概念」が盛り込まれ、他人の作成した申告書に対する書面添付制度が創設された。一方、各地方税理士界15会中7会とそれに対応する6国税局における協議の下、書面添付制度と趣旨を同じくする「確認書制度」が始まりダブルスタンダードとなった。

添付書面の数が増えるような改正は行われず制度的には停滞していた一方、TKC全国会は書面添付推進運動を積極的に展開し徐々に数的成果をあげていった。

(4) 確立期（2000年～現在）

平成13年税理士法改正において「(新) 書面添付制度」と呼ばれるほどの大きな制度改正があった。「調査前意見聴取制度」が導入され、税務調査における事前通知前における税理士と国税側の対話の機会が制度として確立されたとともに、一部の税理士会と国税局で運用していた「確認書制度」は一斉に廃止となった。

さらに、この改正を受けて「事務運営指針」（課税庁が内部事務を行うにあたって、課税庁全体として守るべきとされる統一ルール）が数度改正され、意見聴取が「質問検査権行使の場では無い旨」が明らかにされ、「書面添付制度の積極的活用」「調査省略通知」「調査へ移行する場合の通知」「加算税の不賦課」が制度として確立された。

また、TKC金融保証（株）による書面添付情報の審査利用や金融機関が書面添付情報の活用を前提としたTKC戦略経営者ローンが創設され、その後多くの金融機関がTKCや税理士会と提携の上、書面添付を条件に金利の優遇を図る融資商品を開発した。

III おわりに

税理士には、税務・会計・保証・経営助言という四大業務がある。書面添付制度の歴史は職業会計人である税理士が、保証業務の一端を担い得る者として名乗りをあげ、社会に広く認められるために努力し続けている過程の歴史でもある。

税理士が社会からの期待に応え、使命を完遂するための鍵が書面添付制度にある。

参考文献（抜粋）

- (1) 小川晃司，2023年，『日本の中小企業会計制度－歴史の変遷と現行システムの解明－』，中央経済社。
- (2) 加藤恵一郎，2018年，『税理士法33条の2による書面添付推進運動－その歴史的経緯と将来への期待－』飯塚毅博士生誕百年記念論文集，TKC出版。
- (3) 河崎照行，2016年，『最新・中小企業会計論』，中央経済社。
- (4) 坂本孝司，2022年，『職業会計人の独立性－アメリカにおける独立性概念の生成と展開－』，TKC出版。
- (5) 日本税理士会連合会，1987年，『税理士制度沿革史』（増補改訂版），日本税理士会連合会。
- (6) 松本祥尚・坂本孝司，2024年，「我が国における「保証業務」の普及に向けて」『TKC』第621号2024年10月，TKC出版。
- (7) 衆議院・参議院大蔵委員会議事録，衆議院・参議院法務委員会議事録他。

第3章 日本的保証としての書面添付制度

平賀 正剛 (愛知学院大学)

I はじめに

書面添付を保証として説明する上で課題は独立性の問題である。特に税理士法第33条第1項に関する書面添付(第1項書面添付)は、理論上「自己レビュー」に該当するものとして外観的独立性に抵触する。しかし、その「理論」とは、本来は外来の英米型外部監査制度下の理論である。書面添付が日本独自の制度である(坂本 2022)ならば、日本固有の環境や文脈で「保証」を考えてこそ、保証としての書面添付制度の説明が可能となる。

II 研究の枠組み

本稿では、研究の枠組みとして塩原(2000)の提示した外部監査の「1930年体制論」を採用する。1930年体制論とは、英米型外部監査制度が1930年代に国際標準化したとの認識の下、各国制度の独自性を英米型との比較におけるアノマリーと捉える視座(塩原 2000, 87)を言う。塩原(2004, 86)によれば、第一次シャウプ勧告における、納税申告書に会計士の監査報告書を添付すべしとの提案を、日本側が制度化しなかったのは、その典型的なアノマリー、換言すれば、戦前からの日本的システムの継承と位置付けられる。書面添付を、「1930年体制論」のレンズを通して見ることで、「日本的システムの継承」、すなわち、日本的文脈における保証として説明してみたい。

III 会計・監査システムとその基層—英米と日本の比較

そのために、まず英米と日本、それぞれの会計・監査システムの特徴とその基層を明らかにする。これを要約したのが図表4である。会計書類の信頼性の保証について、英米は、これを独立した第3者によって実施する方法を選んだ。一方、戦前までの日本は、内部牽制システムの強化にその道を求め(塩原 2000, 40)、さらに職業会計人も、企業のモニター役ではなく、その相談役を志向していた(百合野 1999, 208)。

これらの基層を成すのはそれぞれの異なる企業観である。英米の企業観は、株主が経営者、さらには他の利害関係者を対象化する(別個の存在として捉える)点にその特徴がある。一方、日本的企業観では、企業を広範な利害関係者から構成される共同体とみなす。この日本的企業観を本稿では「共同体的企業観」と呼ぶ。共同体的企業観の下では、英米的企業観と異なり、会計書類をチェックする「独立した第3者」の存在を想定し難い。両システムが追求した保証のあり方の違いはこの点に起因すると推察できる。

IV 日本的文脈から生じた保証としての書面添付制度

書面添付は2種類の保証から構成されている。税理士法第33条第2項における書面添付は、別の税理士が申告書を審査する点で外観的独立性が確保される英米的な保証である。一方、第1項書面添付は、指南役たる税理士の下での経理の正確性を説明するものである。そこに

は、内部の強化をもって信頼性を高めていく、かつての日本的保証に通底するものがある。この点で、第1項書面添付を「日本的システムの継承」として位置付けることが可能となる。

V むすびにかえて

日本的保証が前提とする共同体的企業観は、特に日本の各地方都市において、地場企業が当該地域社会を上位の共同体としながら、その中で利害関係者同士が、お互い顔の見える関係として存在する環境において健在であると思われる。このことを踏まえれば、書面添付は、今日も息づく日本的環境・文脈において合理的に機能している保証と言えよう。

図表4 会計・監査システムの特徴とその基層—英米対日本比較

英米型システム		日本的システム
<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計主体＝株主 ■ 法人税，法定積立金，役員賞与等「対外的支払義務」は費用 ■ 「対外的費用」控除後の残額が純利益 ■ 利益はすべて株主に帰属 	伝統的な会計上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計主体＝企業体 ■ 法人税，法定積立金，役員賞与等「対外的支払義務」は利益分配 ■ 「対外的費用」控除前の額が純利益 ■ 利益は利害関係者で分配する「成果」
株主へのアカウントの手段	会計の役割	利害関係者への分配の手段
独立した外部専門家の監査を通じ実施	会計書類の信頼性保証	共同作業による内部牽制システムの強化を通じ実施
企業外部のモニター役	職業会計人に付与される性格	企業内部の相談・指南役
利害関係者が互いを対象化し認識する	会計・監査の基層＝企業観の特徴	企業が一つの共同体として，利害関係が互いを対象化しない

【出典】小倉(1962)，久保田(2005)，塩原(2000；2004)，山田(2015)，百合野(1999)をもとに作成

参考文献

- (1) 小倉榮一郎，1962年，『江州中井家帖合の法』ミネルバ書房。
- (2) 久保田秀樹，2005年，『欧米制度の移植と日本型会計制度』滋賀大学経済学部。
- (3) 塩原一郎，2000年，「職業専門家による法定外部監査の1930年体制」『早稲田商学』第385号：29-110。
- (4) ——— 編著，2004年，『現代監査への道—継承されたものと変革されたもの—』同文館出版。
- (5) 坂本孝司，2022年，「『租税正義の守護者』となるために—税理士法による書面添付は税務監査証明業務である」<https://www.tkc.jp/tkcnf/message/20221101/>。
- (6) 山田ひとみ，2015年，「GHQ/SCAP『指示文書』が日本の会計基準に与えた影響：『蓄積未処分利益案』の分析をとおして」『聖学院大学論叢』第27巻第2号：85-99。
- (7) 百合野正博，1999年，『日本の会計士監査』森山書店。

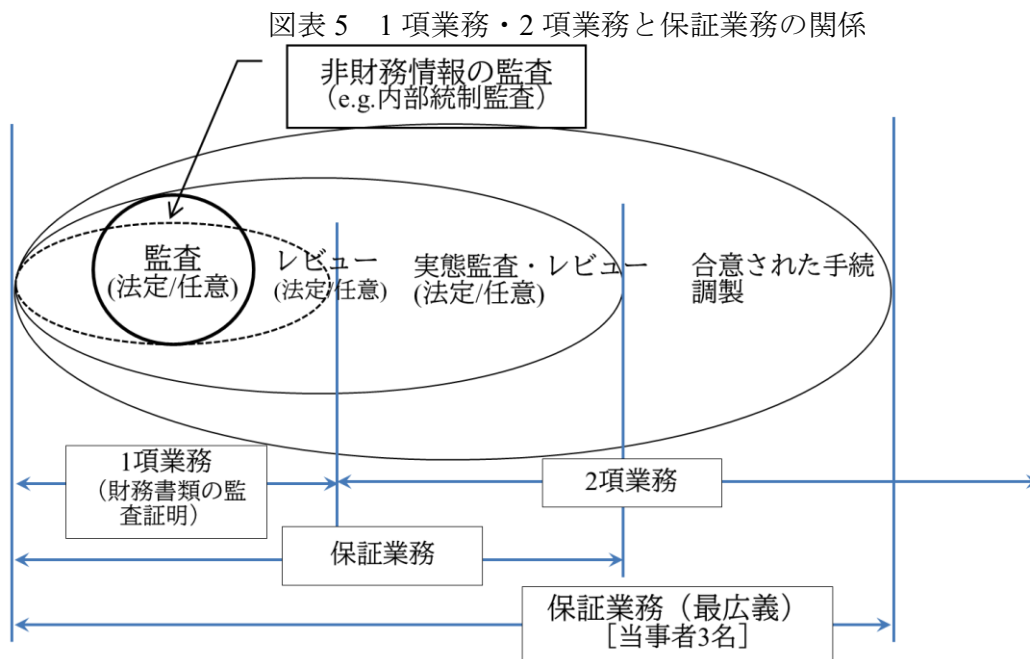
第4章 書面添付制度と信頼性保証の枠組み

－保証業務の視点から－

松本 祥尚（関西大学）

I わが国保証業務の意義と内容

わが国公認会計士法第2条第1項は、「財務書類に対する監査又は証明」業務を公認会計士業務として規定しているため、財務書類¹以外の監査証明業務及び監査証明業務以外の業務は、全て2項業務と理解される。このようなわが国固有の区分けである1項業務と2項業務の位置付けを、保証業務との関係で示すと、「図表5」のように捉えられる。



（〔出所〕 筆者作成）

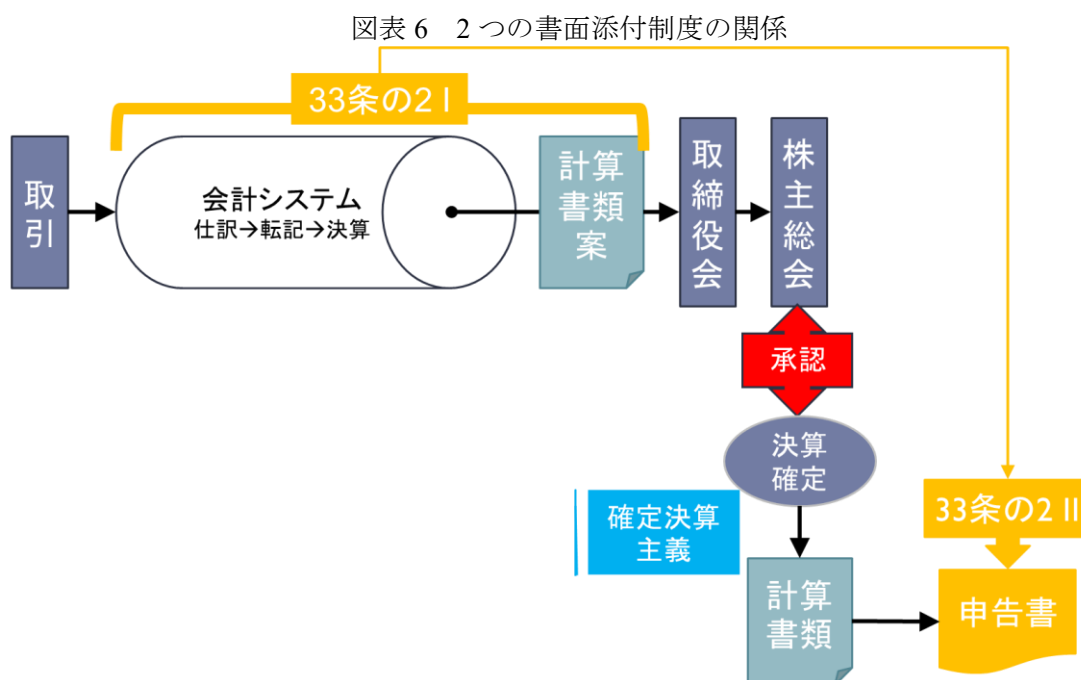
世界で初めて職業的専門家による保証業務を提言した AICPA 保証業務特別委員会 (Special Committee on Assurance Services), いわゆる Elliott 委員会では、保証業務とは、「意思決定者のために、情報の質、或いは情報の内容を向上させる、独立した職業的専門家の業務」(AICPA [1997])と定義し、意思決定者の意思決定を改善する職業的専門家の業務として、保証業務をかなり広く捉えている(AICPA [2001])。

II. 書類添付制度の保証類似業務としての位置付け

書面添付制度（税理士法 33 条の 2）には 2 つの態様が存在するが、何れも目的は申告

¹ ここにいう「財務書類」は、「財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらの作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう（公認会計士法1条の3）。

書の信頼性を確保することにある。両者の関係を図示したものが、「図表 6」である。



〔出所〕 筆者作成

このように 1 項書面添付であろうと、2 項書面添付であろうと、申告書に関する信頼性が確保され、場合によっては税務当局による調査も省略されるため、税務当局の徴税業務における情報リスク²が低減され、結果として徴税リスク（コスト）が低減されるため、想定利用者である税務当局の意思決定は改善される、と言える。

参考文献

- (1) AICPA, 1997, *Special Committee on Assurance Services, Assurance Services – Definition and Interpretive Commentary*.
- (2) ———, 2001, *Assurance Services: Definition and Interpretive Commentary*.
- (3) 松本祥尚, 2011 年, 「第 2 章 監査の保証機能とその発現形態」千代田邦夫・鳥羽至英編『体系現代会計学第 7 巻 会計監査と企業統治』中央経済社。
- (4) 宮川雅夫, 2002 年, 『新書面添付制度の理論と実務』税務経理協会。

² 税務当局が負担する徴税リスク（徴税が失敗する確率）は、情報リスク（申告書に誤りがある確率）×分析リスク（正しい申告書を誤解する確率）として捉えられる。詳細は、松本(2011)を参照されたい。

第5章 書面添付制度の国際的動向（その1）

－ 韓国の誠実申告確認制度にみる納税義務の履行 －

浦崎 直浩（近畿大学）

I 誠実申告確認制度の意義

本稿の目的は、納税申告の適正性を検証するという点で、日本の書面添付制度に相当する韓国の誠実申告確認制度を取り上げ、その背景と意義を考究することにより、法人課税における書面添付制度の課題を明らかにするための資料を提示することにある。

誠実申告とは、収入金額が一定規模以上の個人事業者が総合所得税を申告する際、帳簿内容の適正性を税務士等（税務士、公認会計士、税務法人、会計法人）の確認を受けて申告することをいう。個人事業者の誠実な申告を誘導するために2011年の所得分に対する総合所得税申告から適用され、誠実申告確認対象事業者には申告・納付期限延長、税額控除などの優遇措置がとられている。2010年8月の税制改正の提案時は税務検証制と呼ばれ、高額所得者を対象に所得税を申告する際に税務士からその適正性を検証することを目的として、高額所得者の税源透明性を確保して公正社会を実現するという趣旨であった（近畿税理士会/釜山地方税務士会 2011；公益財団法人日本税務研究センター 2015）。

韓国国会は、税務検証制が外形的に民間の税務士に国家の税務調査権を委任する仕組みのため誠実申告確認制に名称を変更した。また、納税者の公平性を勘案し、適用対象を現金領収証義務発給対象者から全業種の事業者に修正された。収入金額基準は5億ウォン以上で、業種別基準金額は施行令で規定されている。また、誠実申告を誘導するために誠実申告確認費用の60%を個人事業者120万ウォンおよび該当法人150万ウォンの限度内で税額控除が可能となり、誠実事業者に準じて教育費・医療費控除も認められるようになった（公益財団法人日本税務研究センター 2015）。

II 誠実申告確認対象事業者の業種と規模基準

誠実申告確認制度は、韓国所得税法70条の2に基づくもので、収入金額（売上高・営業収益）が業種別に大統領令で定める一定規模以上の誠実申告確認対象事業者に対して、計算した事業所得金額の適正性を税務士等が確認して作成した誠実申告確認書を申告の際に税務署長に提出しなければならないとする制度である（近畿税理士会/釜山地方税務士会 2011；公益財団法人日本税務研究センター 2015）。

誠実申告確認制度は、当初、「図表7」の個人事業者のみを対象としたものであったが、2017年12月19日の法人税法の一部改正により同法60条の2の新設によって法人に対しても誠実申告確認書の提出が義務づけられることになり、2018年税務士法において法人を対象とした誠実申告に関する確認の業務が追加された。法人が誠実申告確認制度の対象となったのは、2011年の同制度の導入後、個人事業者が法人転換するケースが増えたことを理由にしている。例えば、個人事業者が納付する事業所得税と比較すると、法人転換した場合に代表取締役が納付する勤労所得税は税額が軽減され、法人税納付後であっても事業への再

投資可能額は前者よりも高くなったからである。また、個人事業者に対する誠実申告確認制度導入により、個人事業者の税務会計処理がより厳格かつ煩雑になったことで、前述の税負担の問題とは別に、誠実申告確認制度を利用する際のコスト負担を考慮して法人転換するケースが増えていることも実情であると指摘されている（裴稅務士の税金研究所 2024；국세청国税庁 2016；윤尹 2020）。

図表7 誠実申告確認対象事業者の業種と収入金額基準

業種	収入金額基準
① 農業・林業及び漁業，鉱業，卸売及び小売業，等	15億ウォン以上
② 製造業，宿泊及び飲食店業，建設業，等	7億5千万ウォン以上
③ 不動産賃貸業，不動産業，教育サービス業，等	5億ウォン以上

出所：図表7の内容は，所得税法施行令(2024年4月1日施行，大統領令第34265号，2024年2月29日一部改正)133条(誠実申告確認書提出)の条文に基づいて作成したものである。

III 誠実申告確認書の検証事項と適正性の保証

誠実申告確認書は，①主要項目明細書，②特異事項記述書，③法人事業者の確認事項の3区分で構成され，確定申告の適正性の検証が行われる。

- ① 主要項目明細書は，事業場の基本情報，取引先，有形資産，金融資産・金融負債，経営陣，売上規模，特殊関係人情報，支出証明書類合計表，その他証憑書類，取引銀行口座情報，商品券等購入情報を記載することが求められている。
- ② 特記事項記述書は，①の主要項目明細書の記載内容に関連する勘定科目について税務士等の誠実申告確認者が確認した特異事項について総合意見を表明する箇所である。
- ③ 法人事業者の確認事項は，①の主要項目明細書のチェック事項について事業者が意見表明を行う箇所であり，納税者の追加的アサーションの表明であるといえる。

主要参考文献・関連サイト

- (1) 近畿税理士会/釜山地方税務士会，2011年，『両国の非居住者の納税義務(副題)日本/税理士法人税度・韓国/誠実申告確認制度』，第7次日-韓学術討論会，資料。
- (2) 公益財団法人日本税務研究センター編，2015年，『詳解 韓国税務士法』(日税研創立30周年記念出版)。
- (3) 日本貿易振興機構，2022年，『韓国における法人税の概要』日本貿易振興機構(ジェトロ)ビジネス展開支援課。
- (4) 原山道崇，2009年，「韓国の税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』11，157-194頁。
- (5) 裴稅務士の税金研究所(배세무사의 세금연구소)。
(アクセス日：2024年5月15日)。<https://blog.naver.com/taxbes/223247950116>
- (6) 국세청国税庁，2016年，『중소기업의 성실신고를 지원하는 성실납세 협약제도(中小企業の誠実申告を支援する誠実納税協約制度)』。
- (7) 윤 지영尹智暎，2020年，『개인기업의 법인전환에 관한 연구』碩士學位論文，高麗大學校法務大學院租稅法學科。

第6章 書面添付制度の国際的動向（その2）

－ 中国における税理士による保証業務 －

朱 愷雯（沖縄大学）

I 中国税理士による保証業務の概要

税理士という職業を制度化している国は、日本を含めて、ドイツ、韓国、中国など極めて限られている。本研究は、中国の税理士による保証業務の歴史的発展を解明したうえで、日本の書面添付制度に相当するものとして、中国公認税理士協会（中国注册税务师协会）が作成した「税務保証業務手引（試行）」および「企業所得税の納税申告に係る保証業務の手引（試行）」を取り上げ、税理士が保証業務を行う際の執行規範を明らかにし、税理士による保証業務の利用状況について検討しようとするものである。

中国公認税理士協会が公表した税理士業界税務専門業務規範における各手引のうち、税務保証業務に係る手引として、「税務保証業務手引（試行）」および9項の具体手引がある。

具体手引における「企業所得税の納税申告に係る保証業務の手引（試行）」（以下、納税申告保証業務の手引と表記する）で称される企業所得税の納税申告に係る保証業務とは、税理士事務所が委託を受け、税務保証業務を提供する資質を有する人員を派遣し、税法、会計準則、会計制度およびそれに関連する法律、法規に従い、被保証人の企業所得税の税務申告事項の真実性、合法性および完全性を審査し、判断した上、鑑定および証明を提供することをいう。当該保証業務の目的は、保証人が被保証人の年度納税申告表の事実、証拠、依拠、手順、処理という5つの側面から、その真実性、合法性、合理性、関連性および完全性を証明し、年度納税申告表に対して保証意見を表明することにある（納税申告保証業務の手引、第9条～第11条）。なお、保証業務責任者は、「税理士業界税務専門業務手続の手引（試行）」および「税務保証業務手引（試行）」の規定に従い、企業所得税納税申告に係る保証業務報告書を作成し、保証期間における被保証人の未払所得税額を反映しなければならない。報告書には、①保証報告書本文、②特定の保証事項に関する説明、③保証報告書に添付される資料の3つの要件を含まなければならない（納税申告保証業務の手引、第72条～第74条）。

II 中国税理士の独立性

上記手引に明記されている企業所得税の納税申告に係る保証業務の定義および目的から見れば、税理士が企業所得税の納税申告に対して行われる保証業務は、保証意見を表明することにより、納税者が提供した納税申告情報の信用力を高めることができる。この点から見れば、中国の税理士による保証業務は日本の書面添付制度と同様な役割を果たしていると思われる。

一方、税理士の独立性について、納税申告保証業務の手引においては、税理士事務所および保証業務従事者が企業所得税の納税申告に対して保証業務を行う際に、「独立性、客観性及び公平性の原則を遵守し」なければならない、「企業所得税の納税申告に対して保証業務

を提供する者は、被保証人の納税申告代理業務およびその他独立性の原則に影響を及ぼす可能性のある業務に従事してはならない」(納税申告保証業務の手引, 第5条~第6条)と明記している。これに対して、日本の書面添付は、税理士による書面添付の関与形態により、2つに区分される。①税理士または税理士法人は、申告書を作成したとき、当該申告書の作成に関し、計算・整理し、または相談に応じた事項を記載した書面を当該申告書に添付する、②税理士または税理士法人が、他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合、当該申告書が法令の規定に従って作成されていると認めたときは、その審査した事項および当該申告書が法令の規定に従って作成されている旨を記載した書面を当該申告書に添付する(税理士法第33条の2)。すなわち、税理士の独立性に関して、日本と違う点として、中国では、外観的独立性が求められている。

III 中国税理士による保証業務の法的強制力およびその利用状況

税務に係る現行の法律、法規または通達等から見ると、中国の税理士による保証業務はあくまでも企業の自発的な行為であり、法的強制力を有しないものである。なお、本研究は、中国公認税理士協会が2020年度に中国の税理士事務所を対象として行われた分析の結果を用いて、税理士による保証業務の利用状況を解明しようとしている。

中国公認税理士協会は、2009年頃より営業収益に基づいて税理士事務所を順位付けしており、トップ100社を対象として分析を行っている。2020年度の分析は、2020年12月31日時点までに、業界報告書を提出済みの計7,567社の税理士事務所を対象に行われた。

分析データによれば、業界全体の営業収益総額は267.63億元であり、そのうち、税務保証業務による収益は35.55%を占めている。すなわち、税務保証業務による収益は95.14億元であることを計算することができる。また、一契約当たりの税務保証業務の業界平均収益は1.10万元であるため、単純に考えれば、契約件数は約86.49万件であると計算される。これにより、2020年年末時点の企業社数は約4,300万社と推測すれば(新聞記事の情報により推測)、税理士による保証業務の利用率は約2.00%と計算することができる。

利用率が低い理由として考えられるのは、まず、中国における保証業務は税理士の独占業務ではなく、公認会計士や弁護士も業務を執行する資格を有するからである。また、前述したように、保証業務はあくまでも企業の自発的な行為であるため、費用対効果の観点から、利用しない企業も多いと考えられる。ただし、こちらの利用率は、あくまでも推算値となり、今後はその利用状況に関する調査を行う必要があると思われる。

参考文献

- (1) 小川晃司, 2023年, 『日本の中小企業会計制度—歴史的変遷と現行システムの解明』中央経済社。
- (2) 中国注册税务师协会, 2019年, 「涉税鉴证业务指引(试行)」。
- (3) ———, 2021年, 「2020年度税务师行业经营收入前百家税务师事务所分析」。
- (4) ———, 2023年, 「企业所得税汇算清缴纳税申报鉴证业务指引(试行)」。

第7章 書面添付制度に関する税務会計的検討

金子友裕（東洋大学）

I はじめに

書面添付制度に関しては、多様な議論が錯綜しているように思われるが、この原因の一つに書面添付制度の保証の射程に対する多様な解釈があると思われる。このような状況を鑑み、書面添付制度の保証の射程に関する解釈を検討する。なお、税理士法33条の2第1項では「当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項」とあり、文理解釈としては申告書に関する内容に限定されると思われるが、確定決算主義の下で計算書類に関する保証も含まれうるとする見解の特徴や意義の分析等を含めて検討する。

また、書面添付制度は、特に記帳能力の十分ではない中小企業においてその活用が期待されると思われるため、税法における中小企業への記帳の配慮の観点から、近年の帳簿書類の議論等を整理し、書面添付制度への影響を検討する。

II 書面添付制度の保証の射程

書面添付制度に対する見解として、「書面添付は、ある種の証明行為であることから、『監査』と同類の性格を有している。つまり、わが国の確定決算主義のもとでは、税務申告書の基礎となる計算書類や会計帳簿の正確性の保証を通じて、ある種の『税務監査証明』としての役割が期待されている。」（河崎2024, 24頁）というものがある。この見解は、「第三者たる『税務官庁の確認または公認会計士の証明』によって『適正性』が明確になった場合、当該経理規程に基づく会計処理は『公正なる慣行』によっているとみなされる」（武田2000, 42）のような考え方を基礎とするものと思われる。この見解の背景には、確定した決算の収益・費用として処理されたものは、別段の定めがなければ、益金の額又は損金の額となるので、この適正性（または適法性）を書面添付制度で保証可能と考えられていると思われる。

この見解は、会計帳簿と税務申告の一体性等を考慮したあるべき姿としては妥当性を有するものと思われるが、税理士法の文理解釈としては受け入れられない。また、会社法の観点からも「税法は会社法の要求する企業の財産および損益の状況を正確に判断するための情報を提供することを目的としていないため、税法基準を『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』として捉えることはできない」（金子2024, 134-135）という問題がある。さらに、法人税法の趣旨等を考慮した「税会計処理基準」（ビックカメラ事件（東京高裁平成25年7月19日判決月報60巻5号1138頁））という概念が判示されたように、近年の公正処理基準の裁判例の傾向として企業会計と法人税法の乖離が拡大している状態であること等を考慮すると、上記の見解のように書面添付制度の保証の射程を直接的に計算書類までに含めるということは難しいものと思われ、書面添付制度を保証業務の報告書のように位置付けることはできないものと思われる。

なお、この点は、書面添付制度の法的性格や保証業務との関係を検討したものであり、

書面添付制度が計算書類と無関係ということの意味するものではない。書面添付制度と計算書類は、上記の河崎（2024）が示すように、「税務申告書の基礎となる計算書類や会計帳簿の正確性」を担保する一助になるものであり、「第一義的には税務上の制度であるが、同時に税理士によるプロセス情報の提供によって、税務当局のみならず金融機関などの利害関係者に対しても、税務申告書を通じて間接的に中小企業の決算書の透明性に貢献し得る」（TKC静岡研究会グループ 2019, 35）のように間接的な効果が期待される。

ここまでの税務会計的検討からは、書面添付制度は計算書類の直接的な保証を行うものとは位置付けられないが、確定決算主義等を通じて計算書類に対して間接的な影響があり、この保証（信頼性向上）に役立つことが期待される制度ということになる。

III 税法における中小企業への記帳の配慮

現行の法人税法では、青色申告だけではなく、白色申告においても帳簿の保存が要求されているが、中小企業（及び個人事業者）においては記帳能力が不足している場合も想定される。ここに、適正な記帳や帳簿保存に関する信頼性付与の観点から、書面添付制度が活用されるべき機会が存在する可能性がある。

しかし、帳簿書類に関して、近年では帳簿の電子化等のベクトルの異なる議論も生じている。例えば、税制調査会2021では、複式簿記の普及・一般化に加え優良な電子帳簿の普及・一般化が指摘されており、この議論を受け電子帳簿保存制度が開始されている。電子インボイス（デジタルインボイス）の普及等も含めて今後の動向を注視する必要がある。

そして、税制調査会2021の議論では、デジタルインボイスと自動仕訳により専門的な知識がなくとも課税所得計算が可能となるという発想があるのかもしれないが、課税所得計算の対象となるものかどうかの識別、いつの事業年度に帰属するか、税法上の適用上の問題（書類の保存等の判断）、選択可能な措置等の有利判定、等を考えると、専門知識が必要であり税理士等の関与の重要性は今後も維持されるものと思われる。将来的に電子化が高度に進んだ場合（シンギュラリティ（技術的特異点）等）を検討する必要はあるが、上記の判断の有効性が維持されるうちは、書面添付制度の重要性が低下することはない。

参考文献

- (1) 越智信仁，2022年，「書面添付制度普及に必要な誘因両立的関係性」『税務会計研究』38号：155-162頁。
- (2) 金子友裕，2024年，「税務会計論等からの考察」，越智信仁編著『中小企業決算の透明性と信頼性－改善に向けた実証・理論・実務研究－』同文館出版：133-144頁。
- (3) 河崎照行，2024年，「計算書類の信頼性保証のあり方－書面添付制度の推進と会計調査人制度の再検討－」『産業経理』84巻1号：22-33頁。
- (4) 佐藤英明，2010年，「わが国における「中小企業税制」の意義と展望」『租税法研究』38号：65-83頁。
- (5) 税制調査会，2021年，「納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告」（令和3年11月19日）。
- (6) 武田隆二，2000年，『税務会計』財団法人放送大学教育振興会。
- (7) TKC静岡研究会グループ，2019年，「税理士の社会的使命と中小企業における書面添付制度」『TKCタックスフォーラム2019』：34-45頁。

第8章 書面添付制度と税理士業務（その1）

－ わが国中小企業における書面添付制度の有用性 －

松崎 堅太朗（税理士・公認会計士）

I プロローグ

書面添付制度とは、平成13年度の税制改正により創設され、平成14年4月1日以降に実施される税務調査から適用されている税理士法第33条の2に規定する計算事項等が記載された添付書面を基にした税理士法第35条に規定する「税務調査の事前通知前の意見聴取制度」を指すとされている（石井・大久保 2010, 1）。実務上の中小企業に対する大きなメリットは、書面添付を行なうことで、意見聴取を経て実地調査に移行せず、調査省略となる可能性がある点にある。税理士ならびに国税当局には守秘義務があり、書面添付の記載内容の実例が明らかにされることはないが、国税庁と日本税理士会連合会が公表している有用事例集が存在することから、これらを題材として、わが国の中小企業における書面添付制度の有用性を明らかにしたい。

II 有用事例集における記載内容

現在公表されている有用事例集には、①「書面添付制度に係る書面の有用事例集」国税庁法人課税課、2005）および、②「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」（日本税理士会連合会 業務対策部、2015年）があるが、①は実際に税理士が作成した添付書面の中から有用と思われる事例を取り上げており、結論に相当する「5.その他」欄に記載された総合所見に着目すると、税理士による監査の内容に関する記載が有用な実例として数多く掲載されている。また②は、有用と思われる記載例を例示しており、これによれば、税理士関与の状況（頻度や内容）の開示、ならびに納税者の帳簿の保存状況、納税者の税務に対する姿勢・認識、内部けん制（内部統制）の状況、経営状況等を踏まえた、総合的な評価（意見表明）を期待されていることが分かる。

III 書面添付制度と税務監査

IIで記載した内容が記載されていることから、書面添付は、税理士が税務書類を作成するにあたり、エントリー・データ、すなわち記帳の品質を含めて、外部監査人としての検証行為を実施したことを物語るものである。したがって、書面添付業務は、税理士による「税務監査」業務とってよい（坂本 2011, 488）とされ、また小川（2023, 192）は、坂本（2019）の先行研究による「書面添付制度」は「税務に関する保証業務」という点で、日本だけに存在する画期的な制度であり、その位置付けは、一種の証明行為、監査と同類の性格などの見解がある。とし、税理士法によって税理士には実質的独立性の堅持が求められ、税務官公署が「書面添付制度」による税務申告書の信用力について高く評価していることを実績データから証明できる。以上の考察から、「書面添付制度」は、保証業務の趣旨と合致しており、当該制度は税理士による「税務に関する保証業務」であるとの

結論に達した，としている。

IV 企業会計（企業利益計算）と税務会計（課税所得計算）

武田（2000，42）は，税務会計と企業会計の関係に関し，「個々の企業の経理に関する基準」が「公正なる会計慣行」によっているかどうかについて，第三者たる「税務官庁の確認または公認公認会計士の証明」によって「適正性」が明確になった場合，当該経理規程に基づく会計処理は「公正なる慣行」によっているとみなされるとし，坂本（2019，134）は，「法人税の所得計算」と「企業会計の利益計算」の親和性が保たれていることは，わが国の会計制度の特質であると言ってよい。税理士による書面添付（中略）の実施によって，確定決算主義の原理から，間接的ではあるが，その基になった決算書に一定の信頼性が与えられるという結論は，わが国のかかる会計制度の特質にも支えられているという理解が必要であるとしている。

V 書面添付に対する金融機関の評価

書面添付制度は，税務当局に対して提出されるものであり，金融機関に提出されるものではないが，実務上，金融機関における利率の割引や，保証協会の保証料率の割引の条件となっているため，中小企業が金融上のメリットを享受するため金融機関等に提出している。この様な実態からすれば，金融機関は書面添付を税務に関する保証業務を超え，適正な記帳や会計を行なっていると評価しているといえる。

VI エピローグ

書面添付は，税理士の関与を通じて税務申告書に対する信頼性を高める制度であり，調査省略という実務上の大きなメリットがある。また，税理士の関与による検証行為を通じ，会計の適正性を推認できることから金融機関等においても実務上活用されており，税務面のみならず金融面においても，わが国の中小企業にとって有用な制度となっている。

参考文献

- (1) 石井肇・大久保昇一，2010年，『実務家のための書面添付制度のポイント』大蔵財務協会。
- (2) 小川晃司，2023年，『日本の中小企業会計制度－歴史の変遷と現行システムの解明』，中央経済社。
- (3) 国税庁法人課税課，2005年，「書面添付制度に係る書面の有用事例集」。
- (4) 坂本孝司，2011年，『会計制度の解明－ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社。
- (5) 〃〃〃〃，2019年，『税理士の未来－新たなプロフェッショナルの条件』，中央経済社。
- (6) 武田隆二，2000年，「税務会計」，財団法人放送大学教育振興会。
- (7) 日本税理士会連合会 業務対策部，2015年，「書面添付制度に係る書面の良好な記載事例と良好ではない記載事例集」。

第9章 書面添付制度と税理士業務（その2）

一 税理士による「税務に関する保証業務」と中小企業金融における「決算書の信頼性」の確保 一

小川 晃司（税理士・公認会計士）

I 書面添付制度創設の歴史的背景

書面添付制度とは「税理士法第33条の2」に規定する書面と「税理士法第35条」に規定する意見聴取を総称したもので、1956（昭和31）年に創設された。書面添付制度は、わが国における戦後当時の税務行政を厳しく批判したシャウプ勧告への対応策として、当時の日本政府および日税連からシャウプ税制使節団に対して「税務官公署に対し提出する財務諸表等について証明を行うことを業とした税務公証士を資格者として加える」旨の提案がなされたことが契機である。1955（昭和30）年には、国税庁から大蔵省に「税理士は課税標準または税額の計算の適否について監査証明をすることを業とすることができること」とする提案がなされ、当該提案に対する大蔵省の見解が今日の書面添付制度の原型である。

II 書面添付制度の概要

書面添付制度は、税理士法第1条「税理士の使命」（独立した公正な立場において、適正な納税義務の実現を図ること）を全うすることを目的としている。

書面添付の業務には、税理士が自ら作成した税務申告書作成に関して計算・整理した事項等を記載した書面を税務申告書に添付する同法第33条の2第1項の業務（1項業務）と他人の作成した税務申告書に関して審査した事項等を記載した書面を税務申告書に添付する同条第2項の業務（2項業務）がある。

いずれの業務も虚偽の記載等を行った場合には、「戒告・2年以内の税理士業務の停止・税理士業務の停止」（同法第46条）の懲戒処分といった厳しい罰則が課されることになる。

III 書面添付制度と保証業務

保証業務は、情報の責任者が独立した第三者にその情報の信頼性を担保してもらい、情報利用者の信頼を得るために行なわれると整理することができる。これに書面添付制度を当てはめれば、納税者が税理士に納税申告書の信頼性を担保してもらい、課税庁からの信頼を得るとする内容となり、保証業務の趣旨と合致する。

この場合において、2項業務は他人の作成した税務申告書の審査であるため、当該業務を行う税理士は独立した第三者であるが、1項業務は自ら作成した税務申告書が対象となるため、当該業務を行う税理士の独立性が問題となる。

もっとも、税理士は税理士法によって精神的（実質的）独立性の堅持が求められ、課税庁が書面添付制度による税務申告書の信頼性に高い評価を与えていることに関して実績データから証明されている。

したがって、情報利用者の信頼を得るとした保証業務の目的を達成していることになり、1項業務においても税理士の独立性は、税理士法および目的達成（情報利用者から信頼を得られた）という視点から機能していると考えられる。

以上から、書面添付制度は税理士による「税務に関する保証業務」であるといえよう。

IV 書面添付制度を活用した「決算書の信頼性」の確保

中小企業金融において、貸し手と借り手の情報格差である「情報の非対称性」は、従来から大きな問題とされている。ドイツでは、中小企業の「決算書の信頼性」を確保する制度として、税理士等が行う「年度決算書の作成に関する証明書（ベシャイニグング）」業務がある。ベシャイニグングは、法人から提出された証憑、帳簿などの正規性を評価することを通じて、年度決算書の信頼性を確保する消極的保証の業務である。

わが国においてそのような制度はないが、ドイツと同様に中小企業の「決算書の信頼性」を確保すべきである。決算書に対する信頼性の程度は、税理士による税務代理から、会計監査人による監査証明まで保証の内容がグラデーションをなし「保証の連続体」を構成している。このことは、「決算書の信頼性」は外部から識別可能であることを意味する。約9割の法人に關与している税理士による書面添付制度は、「税務に関する保証業務」であるとともに、確定決算主義を根拠とした間接的ではあるが一定程度の「決算書の信頼性」が確保できるわが国独自の制度である。そのことは、書面添付制度を適用した企業に対して、既に多くの金融機関から無担保・無保証等の融資商品が提供されていることから明らかである。

このように、わが国における中小企業金融の場において書面添付制度は、間接的ではあるが一定程度の「決算書の信頼性」を確保しているものと考えられる。

参考文献

- (1) IAASB, 2013, *International Framework for Assurance Engagements*, International Auditing and Assurance Standards Board.
- (2) 池田公司, 2011年, 「IFRS公正価値測定と監査人の判断形成」『会計』第180巻第5号。
- (3) 坂本孝司, 2012年, 『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』中央経済社。
- (4) ———, 2019年, 『税理士の未来—新たなプロフェッショナルの条件—』中央経済社。
- (5) 武田隆二編著, 2003年, 『中小企業の会計』中央経済社。
- (6) 成川正晃, 2017年, 「会計情報の役割-会計で情報の非対称性を緩和する-」坂本孝司・加藤恵一郎編著『中小企業金融における会計の役割』中央経済社。
- (7) 山浦久司, 2006年, 「『保証業務の概念的枠組み』の意義と論点」『会計論叢』第1巻第1号, 3-4。
- (8) ———編著, 2000年, 『会計士情報保証論—保証業務のフレームワークと会計士の役割—』中央経済社。
- (9) 家森信善, 2020年, 『金融論 第2版』中央経済社。

研究会の開催状況

回	開催日・場所	概要・報告者・報告論題
1	2023年10月1日 租税資料館会議室	課題研究委員会設置の趣旨説明：河崎照行 委託研究の趣旨説明：坂本孝司 自己紹介，研究方針の検討，役割分担の検討
2	2023年11月12日 専修大学	報告テーマの確定，研究会日程の調整
3	2024年4月14日 オンライン（Zoom）	研究報告 河崎照行「書面添付制度と計算書類の信頼性保証のあり方」 加藤恵一郎「書面添付制度の歴史的背景」 小川晃司「書面添付制度の歴史的経緯とその役割－税理士による税務に関する保証業務－」「わが国の中小企業金融における課題と展望－書面添付制度を活用した決算書の信頼性の確保－」
4	2024年6月16日 オンライン（Zoom）	研究報告 松崎堅太郎「わが国中小企業における書面添付制度の有用性－保証および関連業務との比較を中心として－」 松本祥尚「書面添付制度と信頼性保証－保証業務の視点から－」 浦崎直浩「韓国の誠実申告確認制度にみる納税義務の履行」
5	2024年8月18日 オンライン（Zoom）	研究報告 平賀正剛「日本的保証としての書面添付制度」 金子友裕「書面添付制度に関する税務会計的検討」 朱愷雯「中国税理士による保証業務」
6	2024年10月6日 オンライン（Zoom）	研究報告 宗田健一「書面添付の実践と中小企業の計算書類の信頼性確保」 米谷健司「税務執行における書面添付制度等の役割」 増田英敏「税理士の権利としての書面添付制度の有用性－税理士の専門家責任の水準論と書面添付による保証 租税裁判例を素材に－」 山本清尊「書面添付制度と中小企業金融の現状と課題」
7	2024年11月16日 沖縄大学	課題研究委員会（中間報告） 「書面添付制度と保証に関する理論的・制度的研究」